コーポレート・ガバナンスについて

当社は、池田泉州銀行などを子会社とする持株会社であり、「幅広いご縁」と「進取の精神」を大切に、お客さまのニーズに合ったサービスを提供し、地域の皆さまに「愛される」金融グループを目指すことを経営理念に掲げ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

- (1)株主の皆さまの権利を尊重するとともに、平等性の確保に努めます。
- (2)ステークホルダーの利益を考慮するとともに、適切な協働に努めます。
- (3)会社情報を適切に開示するとともに、その会社情報の透明性の確保に努めます。
- (4)取締役会(及び監査役会)は株主の皆さまに対する受 託者責任等を踏まえ、業務執行の監督及び監査の実効 性向上に努めます。
- (5)持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主の皆さまとの建設的な対話に努めます。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 A. 2025年3月期の状況

当社は、継続的な企業価値の向上を目指す企業統治体制として、社外取締役の選任と監査役会等との連携により、経営に対する監督機能を強化する体制を採用しております。

具体的には、複雑かつ高度な経営判断が要求される銀行業務等に精通した取締役が代表取締役の業務執行の監督を行い、監査役が重要な会議への出席や重要書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行を監査しております。さらに、高度な人格、見識等を備えた社外取締役及び社外監査役(以下、社外役員といいます。)が取締役会等に出席し、活発な発言を行うことで、企業統治体制を強化する役割を担っております。

なお、当社は、社外役員との間において、その職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項が定める額とする内容の責任限定契約を締結しております。

●取締役会

取締役会は、社内取締役5名及び社外取締役4名の9名の取締役で構成されます。監査役の出席のもと、原則として毎月1回開催され、取締役会規定に基づき、経営の基本方針や経営計画等の重要な業務執行の決定、取締役及び執行役員の職務執行の監督を行います。

●人事委員会

人事委員会は、社内取締役1名及び社外取締役4名の5名の取締役で構成されます。取締役会の任意の諮問機関として、取締役候補者の選定など役員の人事に関する重要事項について独立社外取締役の関与・助言を得ております。

報酬委員会

報酬委員会は、社内取締役2名及び社外取締役4名の6名の取締役で構成されます。取締役会の任意の諮問機関として、取締役等の報酬等に関する重要事項について独立社外取締役の関与・助言を得ております。

●監査役会

監査役会は、社内監査役2名及び社外監査役2名からなる4名の監査役で構成されます。監査役会で定めた監査方針・監査計画等に従い、「取締役会」、「経営会議」等重要な会議への出席や重要書類の閲覧等を通じ、取締役の職務執行を監査します。社外監査役には、誠実な人柄、高い見識と能力を有し、それぞれの専門分野についての知識や実務経験が豊富な人材を配置し、多角的な視点から関与を得ております。

■経営会議

経営会議は、社内取締役及び役付執行役員並びに担当役員委嘱者(グループ会社社長兼務者を除く)で構成されます。社内監査役の出席のもと、原則として毎週1回開催され、取締役会から委譲された権限に基づき、業務執行に関する重要事項の決定や取締役会に付議する事項の検討を行います。また、社外役員が随時出席し意見を述べるなど、社外役員の適切な関与・助言を得ております。

(各機関の構成員等一覧)(2025年3月期)

氏名		役職	取締役会	人事 委員会	報酬委員会	監査役会	経営会議
太田	享之	取締役会長	0		0		0
鵜川	淳	取締役社長 兼CEO	0	0	0		0
和田	季之	取締役 専務執行役員	0				0
阪口	広一	取締役 専務執行役員	0				0
塚越	治	取締役 専務執行役員	0				0
小笠原	敦子	社外取締役	0	0	0		•
中川	喜博	社外取締役	0	0	0		•
金子	啓子	社外取締役	0	0	0		•
久川	秀仁	社外取締役	0	0	0		•
前野	博生	監査役	0			0	•
有元	英也	監査役	0			0	•
森信	静治	社外監査役	0			0	•
中西	孝平	社外監査役	0			0	•
藤原	孝嘉	常務執行役員					0
入江	努	常務執行役員					0
松下	恭子	常務執行役員					0
篠原	共幸	常務執行役員					0

※ ◎:各機関の長(議長又は委員長) ○:各機関の構成員●:オブザーバー

3. 指名委員会等設置会社へ移行後の状況

2025年6月25日開催の第16期定時株主総会において、 「定款一部変更の件」が承認可決され、当社は監査役会設置 会社から指名委員会等設置会社へ移行しました。

会社から指名委員会等設置会社へ移行しました。 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づいたガバナンスの強化と企業価値の向上を実現するための制度として、指名委員会等設置会社へ移行することが最も有効であると考えております。移行の目的は、①経営の透明性の向上:社外取締役が過半数を占める指名・報酬・監査の3つの委員会を設置することにより、経営の透明性・客観性の向上を図れること。②意思決定の迅速化:代表執行役への大幅な権限を譲を実施し、取締役会と執行役の権限と責任の所在を明確化し、機動的な経営の意思決定を実現することであります。

を実現することであります。 なお、当社は、業務執行取締役等でない取締役との間において、その職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項が定める額とする内容の責任限定契約を締結しております。

●取締役会

取締役会は、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、ならびに取締役および執行役の職務の執行の監督を主な役割とします。取締役会はその役割を果たすため、内部統制システムの適切な構築とその運用の監督を行ってまいります。また、取締役会は、迅速かつ機動的な意思決定と執行役等に対する監督強化を目的として、法令上取締役会の専決事項とされている事項などに決議事項をしぼり、それ以外の業務執行の決定を、原則として、代表執行役社長に委任いたします。

●指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する当社取締役の選任 および解任に関する議案の内容を決定するとともに中核 子会社である池田泉州銀行やグループ各社の取締役の選 解任に関する諮問を行います。

当社グループ人事の透明性や客観性を確保するため、

社外取締役を委員長とし、過半数を社外取締役で構成されます。

▶報酬委員会

報酬委員会は、当社取締役および執行役の個人別の報酬の決定のほか、グループ各社の取締役の個人別の報酬の諮問を行います。また当社の役員報酬に関する基本方針、報酬制度の決定ならびにグループ各社の役員報酬に関する基本方針、役員報酬制度の諮問を行います。

役員報酬の透明性や客観性を確保するため、社外取締役を委員長とし、過半数を社外取締役で構成されます。

●監査委員会

監査委員会は、取締役および執行役の職務執行の監査、当社の内部統制システムの構築および運用の状況の監視および検証、執行役による子会社等の経営管理に関する職務執行状況の監視および検証、監査報告の作成を行います。また、株主総会に提出する会計監査人の選解任ならびに不信任に関する議案の内容の決定を行います。

監査委員会は、金融業務に精通した社内取締役による情報収集・委員会での情報共有ならびに内部監査部門との連携が必要となることから社内非業務執行取締役を常勤の監査委員として選定し、委員長および委員の過半数が社外取締役となります。

●経営会議

経営会議は、業務執行に関する重要事項についての代表執行役社長の決裁を補佐する機関として設置します。経営会議は、代表執行役、役付執行役及び担当役員を委嘱された執行役(グループ会社社長兼務者を除く)で構成されます。経営会議は、原則として毎週1回開催します。取締役(執行役を兼ねる者を除く。)は経営会議に出席して意見を述べることができるほか、監査委員会事務局長および監査部長は経営会議を傍聴できることとします。

(各機関の構成員等一覧)(指名委員会等設置会社へ移行後の状況)

氏名		社内/社外	取締役会	指名 委員会	報酬 委員会	監査 委員会	経営会議
鵜川	淳	社内	0			0	•
阪口	広一	社内	0	0	0		0
塚越	治	社内	0				0
藤原	孝嘉	社内	0				0
小笠原	敦子	社外	0	0	0		•
金子	啓子	社外	0	0		0	•
久川	秀仁	社外	0	0	0		•
坂田	信以	社外	0		0	0	•
福田	健次	社外	0			0	•
山村	輝治	社外	0	0	0	0	•
和田	季之	社内					0
松下	恭子	社内					0
篠原	共幸	社内					0
飯室	良一	社内					0

※ ◎:各機関の長(議長又は委員長) ○:各機関の構成員●:オブザーバー

監査の状況

●監査役監査の状況

監査方針及び監査計画

(基本方針)

- i. 株主の負託を受けた独立の機関として、当社監査役 監査基準、内部統制システムに係る監査の実施基準 に則り、取締役の職務執行を監査することにより、 企業不祥事を防止し、当社グループの健全で持続的 な成長と、社会的信頼に応える良質な企業統治体制 (コーポレートガバナンス体制)を確立することが 責務であると認識する。
- ii. グループ会社監査役、内部監査部門及び会計監査人 との連携を密にし、効率的で実効性の高い監査に努 める。

(当事業年度における重点監査項目)

- i. グループガバナンス強化への取組み状況
- イ. 法令遵守態勢への取組み状況(犯収法(マネロン・ テロ資金供与)・外為法・銀行法等)
- ロ. ガバナンス強化への取組み状況(3線管理態勢の 運用状況、機関設計変更に関する検討等)
- ハ.「第5次中期経営計画Plus」の進捗状況
- 二. グループ戦略強化に向けた取組み状況
- ホ. 組織風土改革、生産性向上、グループ人員体制構築への取組み状況
- ii. グループ会社監査役等との連携強化
- イ、内部統制システムの構築・運用状況
- ロ. グループ会社等の監査状況
- III. コーポレートガバナンス・コード高度化等への対応 状況
- イ. 人事委員会・報酬委員会の運営状況
- コ. 重要会議等の運営状況
- 八. 政策保有株式の状況
- iv. 三様監査の充実
- イ. 木正・木祥事再発防止対応を中心とした情報共有、 意見交換

組織・人員

当社の監査役会は、社内監査役2名と社外監査役2名からなる4名の監査役で構成されており、監査役を補助する 監査役スタッフ複数名を配置しております。

各監査役の状況は以下のとおりであります。

役職名	氏名	経歴等
監査役(常勤)	前野 博生	当社グループの池田泉州銀行において、 企画部門の経験長く、融資部門、リスク 管理部門等を経て取締役に就任。取締役 就任後は、リスク管理部門の担当役員、 人事部長及び企画総務部門の担当役員を 歴任。長年に亘って経営に携わってきた ことによる幅広い知識・経験及び財務・ 会計業務に従事していたことによる財 務・会計に関する相当程度の知見を有し ております。
監査役(常勤)	有元 英也	当社グループの池田泉州銀行において営業店の経験長く、支店長、融資部門の部長を歴任。2021年6月には当社グループの池田泉州リース㈱、池田泉州オートリース㈱の取締役に就任するなど幅広い知識・経験を有しております。
監査役 (社外)	森信 静治	弁護士としての幅広い経験と高い見識、 及び他社における社外取締役としての経 験と見識を有しております。
監査役 (社外)	中西 孝平	銀行の取締役や企業の社外取締役を通じて培ってきた、国際金融に関する幅広い知識と見識、並びに企業経営に関する経験及びコーポレート・ガバナンスに関する知見を有しております。

なお、2025年6月25日開催の第16期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認可決され、当社は指名

委員会等設置会社へ移行いたしました。移行後の監査委員会の組織等は「コーポレート・ガバナンスについて 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 B.指名委員会等設置会社へ移行後の状況 監査委員会」に記載の通りであります。

監査役会の活動状況

i. 当事業年度における監査役会の開催状況及び出席状 況

項目			内容
開催回数	20回		
開催時期	原則、月1回開催		
出席率	前野	博生	100% (20回/20回)
	有元	英也	100% (15回/15回)
	森信	静治	95% (19回/20回)
	中西	孝平	100% (20回/20回)

ii. 当事業年度における監査役会での主な決議事項及び 報告事項

決議事項	 ・監査計画・監査方針 ・監査費用予算 ・会計監査人の報酬額の同意 ・会計監査人の再任決議 ・会計監査人の非保証業務実施に関する事前承認 ・監査役選任同意 ・決算及び配当金の妥当性 				
	・決算及び配当並の安当性・決算監査及び監査報告書作成・定時株主総会招集及び計算書類の監査				
報告:審議事項	 ・取締役等との意見交換 ・常勤監査役の監査活動報告 監査役往査結果、 本部各部報告結果、 取締役等との意見交換結果、 会計監査人との定例意見交換結果、 監査部監査計画 ・経営会議議案報告 ・会計監査人の監査計画並びに監査結果報告 ・会計監査人の監査報告書へのKAMに関する記載内容 				

監査役の活動状況

常勤監査役は、監査役会にて定めた監査業務に従い、 重要会議への出席、重要書類の閲覧、監査役往査、本部 各部からの報告等を通じ、客観的かつ合理的な監査を実施 しております。

また、内部監査部門やグループ各社との意見交換、会計監査人との意見交換を通じて監査の実効性を高めております。非常勤の社外監査役は、取締役会への参加に加え、監査役会での取締役や会計監査人との意見交換、常勤監査役からの監査活動報告等を受けることで監査の実効性を高めております。

監査役と会計監査人は、定期的に情報交換の場を設け、 監査における諸問題等について意見交換を行うなど、緊密 に連携することで効率的かつ実効性の高い監査業務を行っ ております。また、子会社の監査役と連携を図り、監査役 と内部監査部門においても、内部監査に監査役が立ち会っ たり意見交換を行うなど、緊密に連携することで効率的か つ実効性の高い監査業務を行っております。

●内部監査の状況

組織、人員及び手続き

当社では、内部監査の目的・方針等を定めた「グループ内部監査基本規定」を制定し、本規定に基づき内部監査を行う部署として「監査部」を設置しております。当社の監査部は、29名(うち子銀行監査部との兼任28名:2025年3月末現在)により構成されます。

当社の内部監査方針は、業務の健全性・適切性を確保 するため、独立性と専門性を備えた実効性のある内部監査 態勢を整備し、リスク管理、内部統制等の適切性・有効性 を検証・評価するとともに、必要に応じ、経営陣に対し問題点の改善方法の提言等を行うことにより、グループにおける内部管理態勢の改善、企業価値の拡大等の経営目標の効果的な達成に資することとしております。

この内部監査方針のもと、内部監査計画は年度ごとに取締役会で承認され、当社各部に対する内部監査を実施するとともに、グループ各社に対し、必要に応じて単独、または子会社等の内部監査部門と協働・連携して内部監査を実施し、業務運営の改善に向け、具体的な指導及び提言等を行います。また、内部監査部門は、代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行うレポートラインを確保しております。併せて、内部監査担当役員は、定期的に内部監査結果を取締役会に報告しております。

なお、当事業年度は、外部要因・内部要因を踏まえ、重点監査21項目を設定し取り組みました。

分類	重点監査項目		
社会要請	顧客本位の業務運営		
	業務継続態勢		
	AML/CFT管理態勢		
制度	財務報告の適正性		
巾小文	オペレーショナル・リスク算定の高度化への対応		
	当局検査対応		
	銀証連携		
	サイバーセキュリティへの対応状況		
	自己査定、償却・引当監査		
	自己資本比率算定		
	告示最低要件の遵守状況		
管理	内部格付制度検証状況		
	オンデマンド事業		
	IRRBB管理態勢		
	市場リスク管理態勢		
	信用リスク管理態勢		
	顧客情報等の管理態勢		
管理・制度	本部・グループ会社等の管理態勢		
オペリスク	オペリスクILM承認申請対応		
オヘリスク	J-SOX評価基準改訂対応		
信用	池田泉州リースFIRB承認申請対応		

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制との関係

監査部と監査役は、会計監査人から監査計画、重点監査項目及び監査上の主要な検討課題等の説明を受け、定期的かつ必要に応じて意見交換を行っております。

監査部は、会計監査人と、財務報告に係る内部統制の整備・評価や内部監査の活動状況についても、適宜情報共有を行いながら、相互連携に努めています。

●会計監査の状況 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

継続監査期間

15年6か月(当社設立時の2009年10月より監査契約 を締結)

なお、池田銀行(現池田泉州銀行)は、1976年にEY新日本有限責任監査法人(当時は昭和監査法人)と監査契約を締結しており、以後、池田銀行(現池田泉州銀行)と泉州銀行が合併により設立された池田泉州銀行は、継続してEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

業務を執行した公認会計士

伊加井真弓、藤間信貴

2016年4月1日以降開始する会計期間に係る選任及び

15 2025. Disclosure

交替から、筆頭業務執行社員については、連続する5会計 期間を関与した後、再度関与することは認められず、その 他の業務執行社員は連続する7会計期間を関与した後、連 続する5会計期間は関与することができないものとして、 法令等で定められた各種規制よりも厳しいローテーション ルールを適用しております。

監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、 その他5名であります。

監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公 表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、 会計監査人が職業的専門家として遵守すべき監査基準、 品質管理基準、監査実務指針、監査事務所の内規などの 準拠状況や会計基準などに関する情報について、常日頃か ら質問や意見交換を通して確認しています。また、前期の 監査実績の分析、職務執行状況などを総合的に検討し、 監査の適正性及び信頼性を確保できると判断したことか ら、当該監査公認会計士等を選定しております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号 に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員 の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務執行状況等を総 合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと 認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又 は不再任に関する議案の内容を決定いたします。 監査役会による監査法人の評価の内容

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する 「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の 実務指針」を踏まえ、「会計監査人の評価及び選定基準」 を定めており、同基準に従って評価を行っております。そ の結果、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定め る項目に該当せず、監査役会による会計監査人の評価結 果を勘案し、会計監査人を再任しました。

社外役員の状況

当社の社外取締役は6名(定時株主総会の議案承認可決後) であります。

社外取締役小笠原敦子氏は、当社の普通株式10,233株 を所有しており、池田泉州銀行との間に通常の銀行取引があ

社外取締役小笠原敦子氏は、報道機関において要職をつ とめるなど、実業界での幅広い経験と実績に基づき、当社の 社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を果たして おります。なお、社外取締役小笠原敦子氏は、池田泉州銀行 の非業務執行取締役(非常勤)を兼職しております。

社外取締役金子啓子氏は、当社の普通株式1.109株を保 有しており、池田泉州銀行との間に通常の銀行取引がありま

社外取締役金子啓子氏は上場会社で要職を務めた幅広い 経験と実績に基づき、当社の社外取締役として業務執行に対 する監督等の役割を果たしております。なお、社外取締役金 子啓子氏は、池田泉州銀行の非業務執行取締役(非常勤)を

社外取締役久川秀仁氏は、当社の普通株式1.387株を保 有しており、池田泉州銀行との間に通常の銀行取引がありま

社外取締役久川秀仁氏は、上場会社の代表取締役として 企業経営に関与した幅広い経験と高い見識に基づき、当社の 社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を果たして おります。なお、社外取締役久川秀仁氏は、池田泉州銀行の 非業務執行取締役(非常勤)を兼職しております。

社外取締役坂田信以氏は、池田泉州銀行との間に通常の 銀行取引があります。

社外取締役坂田信以氏は、上場会社等の執行役員及び社 外取締役として企業経営に関与した幅広い経験と高い見識に 基づき、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等の 役割を果たすことが期待されます。なお、社外取締役坂田信 以氏は、池田泉州銀行の非業務執行取締役(非常勤)を兼職 します。

社外取締役福田健次氏は、池田泉州銀行との間に通常の 銀行取引があります。

社外取締役福田健次氏は、弁護士及び上場会社の社外監 査役としての幅広い経験と高い見識に基づき、法令を含む企 業社会全体を踏まえた客観的視点で当社の社外取締役とし ての役割を果たすことが期待されます。

社外取締役山村輝治氏は、池田泉州銀行との間に通常の 銀行取引があります。

社外取締役山村輝治氏は、上場会社の代表取締役として 企業経営に関与した幅広い経験と高い見識に基づき、当社の 社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を果たすこ とが期待されます。

当社は、社外取締役の独立性を客観的に判断するため、以 下のとおり社外取締役の独立性に関する基準を定め、この基 準をもとに社外取締役を選任しております。社外取締役小笠 原敦子氏、金子啓子氏、久川秀仁氏、坂田信以氏、福田健次 氏及び山村輝治氏の6名は、この独立性に関する基準を満た しており、上場している証券取引所が定める独立性の要件を 満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため独立役 員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

<独立性判断基準>

原則として、現在または最近(※1)において以下のいず れの要件にも該当しない者とする。

- 1. 当社グループを主要(※2) な取引先とする者またはそ の業務執行者
- 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者 当社グループから役員報酬以外に多額(※3)の金銭そ の他財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律 (当該財産を得ている者が法人等の場合は、当該法人 等に所属する者)
- 当社の主要株主(※4)またはその業務執行者
- 当社グループから多額の寄付等を受ける者またはその業
- 過去(※5)に当社グループの業務執行者であった者
- 次に掲げる者(重要でない者を除く)の近親者(※6) 上記1~6に該当する者
- 当社グループの企業の取締役、監査役、執行役員お よび重要な使用人等
- 「最近」の定義:実質的に現在と同視できるような場 合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点に おいて該当していた場合等を含む
- 「主要」の定義:直近事業年度における年間連結総売 上高(当社の場合は年間連結経常収益)の2%以上を
- ж3 「多額」の定義:過去3年間の平均で、年間10百万円
- 「主要株主」の定義:直近の事業年度末時点において、 総議決権の10%以上の議決権を保有する者
- 「過去」の定義:10年以内
- 「近親者」の定義:2親等以内 **%**6

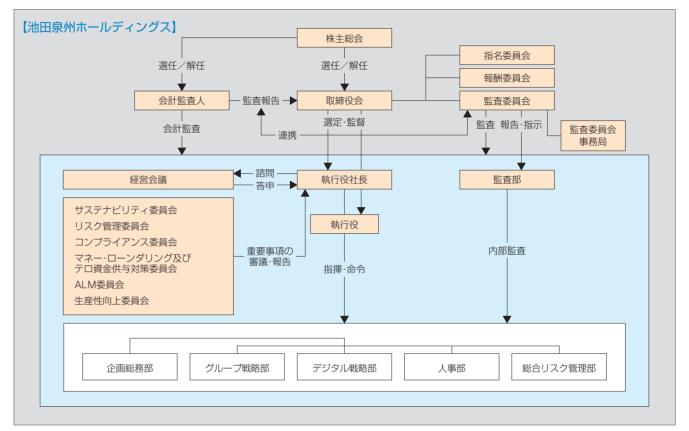
社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査委 員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制 部門との関係

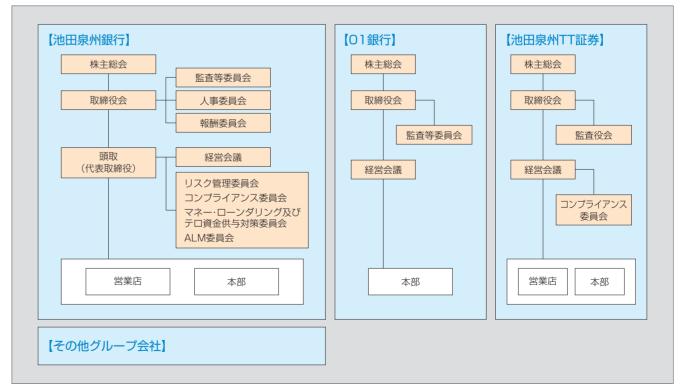
2025年6月25日開催の定時株主総会において、「定款一 部変更の件しが承認可決され、当社は監査役会設置会社から 指名委員会等設置会社へと移行しました。

移行後、社外取締役は、監査委員会、内部監査及び会計 監査の状況並びに内部統制部門からの内部統制の状況の報 告を受け、提言・助言等を行っております。また、監査委員 会は、監査委員から、内部監査及び会計監査の状況並びに内 部統制部門からの内部統制の状況の報告を受け、提言・助言 等を行っております。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制図(新体制)

(2025年6月末現在)





17 2025. Disclosure 2025. Disclosure 18

企業統治に関するその他の事項

●内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備 状況

A. 2025年3月期の状況

当社及び当社グループ会社は、人と人とのふれあいを 大切にし、誠実で親しみやすく、お客さまから最も「信頼される」金融グループを目指し、業務の適正を確保するために必要な体制を以下のような観点で構築しております。

①当社及び当社グループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制当社及び当社グループ会社では、法令等遵守(コンプライアンス)を経営の最重要課題の一つとして位置動け、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、倫理綱領及び行動規範を制定しております。コンプライアンスを推進する体制として、担当する役員を設置し、コンプライアンス委員会において、全般的な方針や男体的施策などの審議を行います。総合リスク管理が取組みを組織断的に統括し、ペニアイアンス・プログラムやコンプライアンス・ポークライアンス・プログラムやコンプライアンス・マニュアルを定め、研修の実施などを通じ、役職員の教育等を行います。。

マグループ・コンプライアンス・ホットライン制度> 法令上疑義のある行為等については、当社及び当社グループ会社の役職員が直接情報提供を行う手段としてグループ・コンプライアンス・ホットライン制度を設置しており、当該通報を行ったことにより、通報者が不利益な扱いを受けることがないよう通報者の保護を図っております。

<マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止を担当する役員を設置し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策委員会において、全般的な方針や具体的施策などの審議を行います。総合リスク管理部が取組みを組織横断的に統括し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策プログラムやマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止マニュアルを定め、研修の実施などを通じ、役職員の教育等を行います。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、屈することなく断固として排除いたします。

<インサイダー取引の未然防止>

インサイダー取引未然防止規定に役職員が遵守すべき基本事項を定めており、インサイダー取引の未然防止を図ります。

<顧客保護等管理>

お客さまの保護及び利便性向上を推進し、「お客さま本位の徹底」を実現するため、顧客保護等管理を行います。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関す る体制

取締役会、経営会議、その他委員会等の重要会議について、職務執行の記録として議事録等を作成・保管いたします。

また、取締役を決定者とする決裁文書及び付属書類についても適切に作成・保管いたします。

③当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループ会社の経営の健全性の維持と安定した収益確保を図るため、リスク管理基本規定を定め、当社及び当社グループ会社が抱えるリスクを信用リスク、市場リスク、資金流動性リスク、オペレーショナルリスクに区分の上、それぞれの所管部を明確にするとともに、リスク管理委員会を設置し、各リスクのモニタリングを行います。

また、危機管理規定を定め、危機事象の発生に伴う 経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、 業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保いたします。

④当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、当社及び当社グループ会社の役職員の職務の執行が効率的に行われるため、当社及び当社グループ会社の経営目標を定めるとともに、「グループ経営計画」を策定し、当該計画を具体化するため年度毎の業務計画を定めております。

また、取締役の職務の執行を効率的に行うため、経営会議を設置し、取締役会で決議した経営の基本方針に基づき、これを執行する上での重要事項を協議、決議する他、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項を事前に検討することとしております。

さらに、取締役の所管する本部及びその権限と責任 を明確にするとともに、ITの活用も図りながら効率的 な業務執行体制を構築・維持します。

⑤当社及び当社グループ会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社では、当社グループ各社を池田泉州ホールディングスのグループとして一体と考え、当社が適切に主導し、当社グループ各社が当社との連携を保ちつつ、自社の規模、事業の性質に応じた適切な内部管理体制を構築し、業務の健全かつ適切な運営を行います。

また、当社は、グループ経営管理として子会社に対する経営管理規定等を制定し、当社グループ各社から、その役職員の職務の執行に係る事項その他必要な報告を受け、協議する体制を構築しております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役会事務局として監査役スタッフを配置いたします。このスタッフに対する業務執行の指揮命令は監査役が行うこととし、人事異動、人事評価等においても監査役の同意が必要であるなど、取締役からの独立性を確保いたします。

②取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制 その他の監査役への報告に関する体制、報告したこと を理由として不利な取扱いを受けないことを確保する ための体制

当社及び当社グループ会社の取締役及び従業員等は、 監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事項、その他必要な 事項をすみやかに報告することといたします。また、 グループ・コンプライアンス・ホットラインへの通報 を行ったことにより、通報者が不利益な扱いを受ける ことがないよう通報者の保護を図っております。

ことがないよう通報者の保護を図っております。 さらに、これを補完するため、取締役会、経営会議、 コンプライアンス委員会、マネー・ローンダリング及 びテロ資金供与対策委員会、リスク管理委員会、ALM 委員会、サステナビリティ委員会、生産性向上委員会 等の重要な会議について、監査役が出席できる体制を 構築しております。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、社外取締役、内部監査部署、 監査法人との間で意見交換会を開催しております。

また、監査役は取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策委員会、リスク管理委員会、ALM委員会、サステナビリティ委員会、生産性向上委員会等の重要な会議に出席し、業務執行上の様々な問題点の把握に努めます。

さらに、監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、当社に償還を請求することが出来るものとしております。

B. 指名委員会等設置会社へ移行後の状況

当社及び当社グループ会社は、人と人とのふれあいを 大切にし、誠実で親しみやすく、お客さまから最も「信頼される」金融グループを目指し、業務の適正を確保す るために必要な体制を以下のような観点で構築します。

①当社及び当社グループ会社の取締役・執行役及び使用 人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保す るための体制

当社及び当社グループ会社では、法令等遵守(コンプライアンス)を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、倫理綱領及び行動規範を制定します。コンプライアンスを推進する体制として、担当する役員を設置し、コンプライアンス委員会において、全般的な方針や具体的施策などの審議を行います。総合リスク管理部が取組みを組織横断的に統括し、コンプライアンス・プログラムやコンプライアンス・マニュアルを定め、研修の実施などを通じ、役職員の教育等を行います。

くグループ・コンプライアンス・ホットライン制度> 法令上疑義のある行為等については、当社及び当社 グループ会社の役職員が直接情報提供を行う手段とし てグループ・コンプライアンス・ホットライン制度を 設置しており、当該通報を行ったことにより、通報者 が不利益な扱いを受けることがないよう通報者の保護 を図ります。

<マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止を担当する役員を設置し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策委員会において、全般的な方針や具体的施策などの審議を行います。総合リスク管理部が取組みを組織横断的に統括し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策プログラムやマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止マニュアルを定め、研修の実施などを通じ、役職員の教育等を行います。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、屈することなく断固として排除いたします。

<インサイダー取引の未然防止>

インサイダー取引未然防止規定に役職員が遵守すべき基本事項を定めており、インサイダー取引の未然防止を図ります。

〈顧客保護等管理〉

お客さまの保護及び利便性向上を推進し、「お客さま本位の徹底」を実現するため、顧客保護等管理を行います。

②執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関す る体制

取締役会、経営会議、その他委員会等の重要会議について、職務執行の記録として議事録等を作成・保管 いたします。

また、執行役を決定者とする決裁文書及び付属書類についても適切に作成・保管いたします。

③当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループ会社の経営の健全性の維持と 安定した収益確保を図るため、リスク管理基本規定を 定め、当社及び当社グループ会社が抱えるリスクを信 用リスク、市場リスク、資金流動性リスク、オペレー ショナル・リスクに区分の上、それぞれの所管部を明 確にするとともに、リスク管理委員会を設置し、各リ スクのモニタリングを行います。

また、危機管理規定を定め、危機事象の発生に伴う 経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、 業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保いたします。

④当社及び当社グループ会社の取締役及び執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制取締役会は、当社及び当社グループ会社の役職員の

職務の執行が効率的に行われるため、当社及び当社グループ会社の経営目標を定めるとともに、「グループ経営計画」を策定し、当該計画を具体化するため年度毎の業務計画を定めます。

また、取締役及び執行役の職務の執行を効率的に行うため、経営会議を設置し、取締役会で決議した経営の基本方針に基づき、これを執行する上での重要事項を協議、決議する他、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項を事前に検討することとしております。

さらに、取締役及び執行役の所管する本部及びその 権限と責任を明確にするとともに、ITの活用も図りな がら効率的な業務執行体制を構築・維持します。

⑤当社及び当社グループ会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制並びに当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社では、当社グループ各社を池田泉州ホールディングスのグループとして一体と考え、当社が適切に主導し、当社グループ各社が当社との連携を保ちつつ、自社の規模、事業の性質に応じた適切な内部管理体制を構築し、業務の健全かつ適切な運営を行います。

また、当社は、グループ経営管理として子会社に対する経営管理規定等を制定し、当社グループ各社から、その役職員の職務の執行に係る事項その他必要な報告を受け、協議する体制を構築します。

⑥監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、 当該使用人の執行役からの独立性に関する事項並びに 監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保 に関する事項

監査委員会の職務を補助するため、監査委員会事務局を配置いたします。事務局に対する業務執行の指揮命令は監査委員会が行うこととし、事務局には専担者である事務局長を配置致します。事務局長の人事異動、人事評価等においても監査委員会の同意が必要であるなど、執行役からの独立性を確保いたします。

②取締役(監査委員である取締役を除く。)、執行役及び使用人等が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び当社グループ会社の取締役、執行役及び使用人は、監査委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事項、その他必要な事項をすみやかに報告することといたします。また、グループ・コンプライアンス・ホットラインへの通報を行ったことにより、通報者が不利益な扱いを受けることがないよう通報者の保護を図ります。

さらに、これを補完するため、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策委員会、リスク管理委員会、ALM 委員会、サステナビリティ委員会、生産性向上委員会等の重要な会議について、監査委員が出席できる体制を構築します。

⑧その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、代表執行役、執行役、取締役、社外 取締役、内部監査部署、監査法人との間で意見交換会 を開催します。

また、監査委員は取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策委員会、リスク管理委員会、ALM委員会、サステナビリティ委員会、生産性向上委員会等の重要な会議に出席し、業務執行上の様々な問題点の把握に努めます。

さらに、監査委員は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、当社に償還を請求することが出来るものとします。

19 2025. Disclosure 2025. Disclosure